令和８年度第２回

枚方市都市計画審議会

議 案 書 説 明 資 料

日　時　　令和８年(2026年)11月12日(木)午後２時00分

場　所　　市役所別館４階　第３委員会室

議 案 書 説 明 資 料

－ 目 次 －

○議案第４号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について　資1

○議案第５号

特定生産緑地の指定について　資23

議案第４号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

資1

１．概要

【生産緑地地区】

市街化区域内において**緑地機能及び多目的保留地機能**の優れた農地等を計画的に保全し、

（公園・緑地等の公共施設用地、災害時の緊急避難空間など）

もって**良好な都市環境の形成**に資することを目的として定める

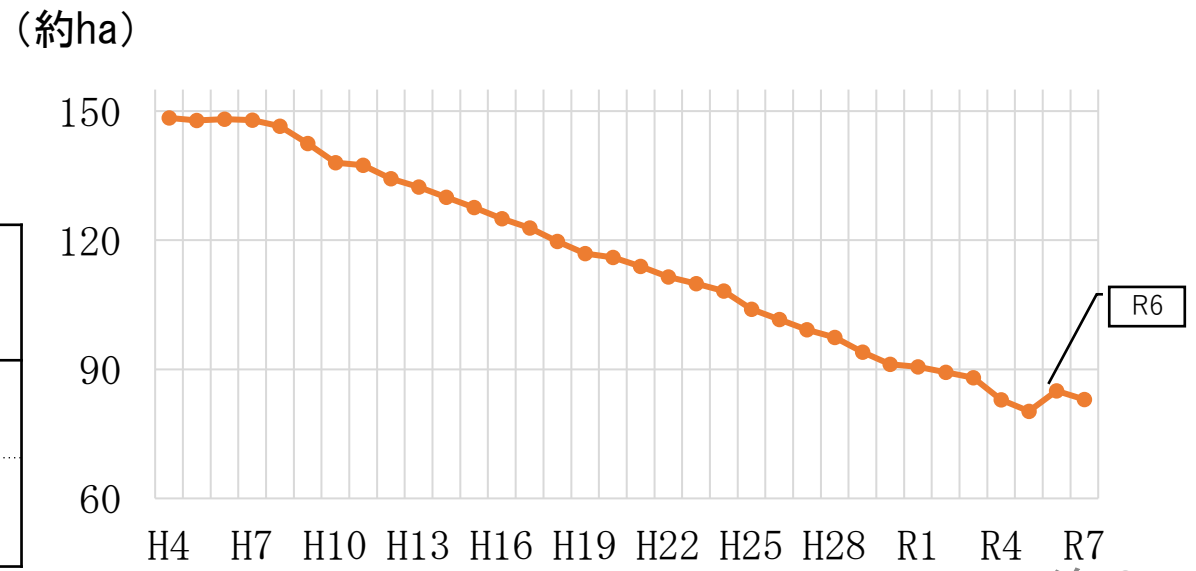
【生産緑地地区の廃止・区域縮小（買取申出）】

・農林漁業の主たる従事者が**死亡**し、又は従事することを不可能にさせる**故障**

・地区指定から**30年**を経過

【生産緑地地区の面積推移】R8.8時点

年度	H4 (1992)	…	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
地区数	543	…	447	448	439	425	428	418
面積 [約ha]	148.42	…	89.34	88.05	82.94	80.26	84.97	82.97



資2

１．概要

平成28年(2016年)　都市農業振興基本計画（閣議決定）

新たな施策の方向性

→都市農地については、**「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」**へと大きく転換

計画的に農地を保全

【生産緑地地区の追加・区域拡大】

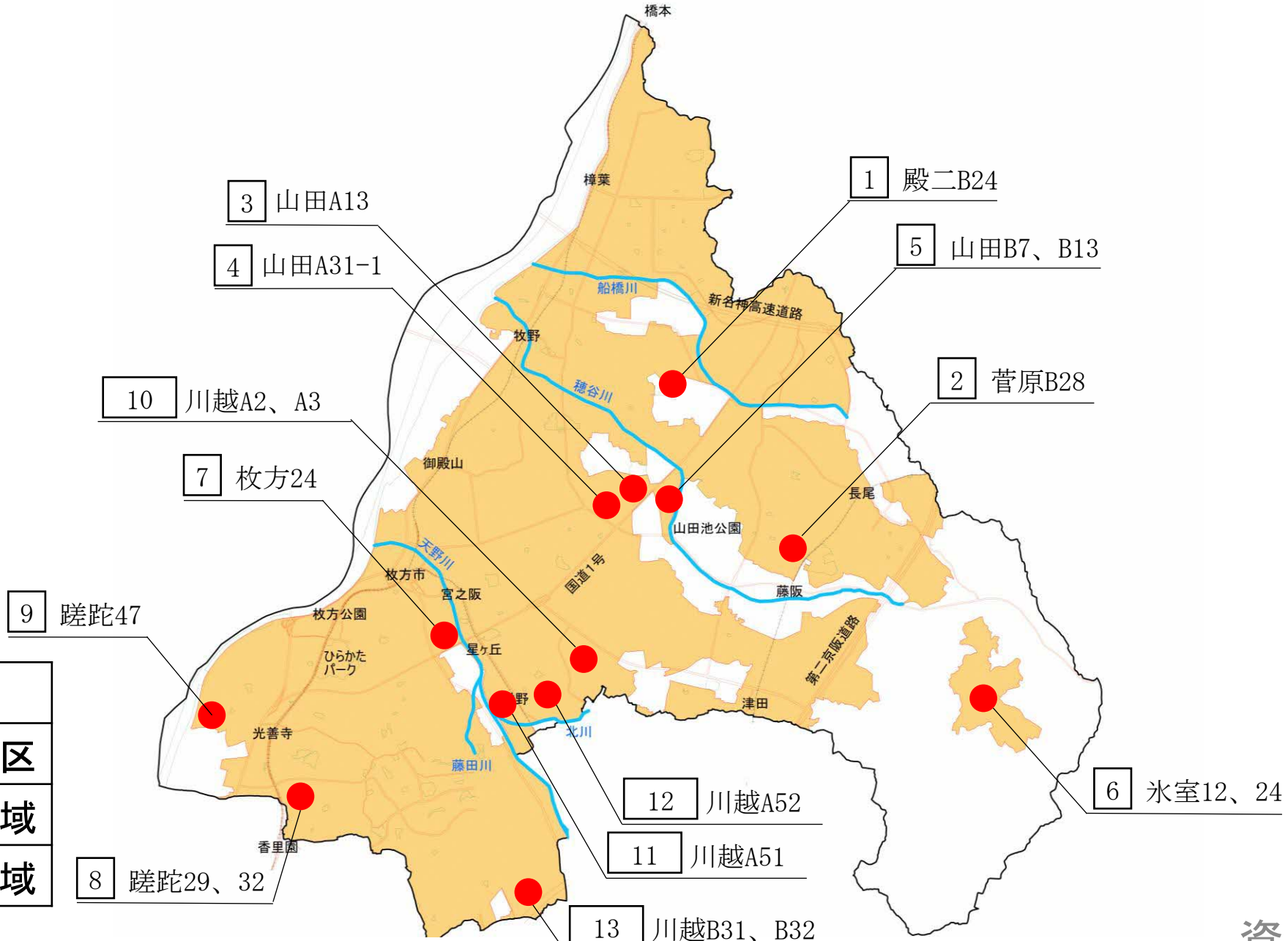
枚方市の指定規模要件

・**300平方メートル以上**の規模の区域　※平成30年10月：市条例により500㎡から300㎡に面積緩和

・**一団の農地等**として要件を満たす**100平方メートル以上**の農地　※令和６年４月：市取扱い要領改定

（既存の生産緑地と同一街区または隣接街区内に存在する等）

２．位置図



凡　例	
●	変　更　地　区
▭	市　街　化　区　域
▭	市街化調整区域

資4

３．計画　　東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（枚方市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名　称	位　置	面　積			備　考	図面番号
		（変更前）		（変更後）		
殿二B24	招提中町二丁目	－	→	約 0.03 ha	追加	1
菅原B28	藤阪元町三丁目	約 0.07 ha	→	約 0.04 ha	区域変更	2
山田A13	田口二丁目	約 0.15 ha	→	約 0.07 ha	区域変更	3
山田A31-1	田口三丁目 甲斐田新町	約 1.36 ha	→	約 0.99 ha	区域変更	4
山田B7	出屋敷元町二丁目	約 0.45 ha	→	約 0.27 ha	区域変更	5
山田B13	出屋敷元町一丁目	約 1.22 ha	→	約 1.11 ha	区域変更	5
氷室12	尊延寺五丁目	約 0.09 ha	→	－	廃止	6
氷室24	尊延寺五丁目	約 0.04 ha	→	－	廃止	6
枚方24	東田宮一丁目	約 0.09 ha	→	－	廃止	7
蹉跎29	香里園山之手町	約 0.26 ha	→	－	廃止	8
蹉跎32	南中振一丁目	約 0.29 ha	→	約 0.23 ha	区域変更	8
蹉跎47	出口四丁目	約 0.87 ha	→	約 0.63 ha	区域変更	9
川越A2	桜丘町	約 0.25 ha	→	約 0.12 ha	区域変更	10
川越A3	桜丘町	約 0.63 ha	→	約 0.48 ha	区域変更	10
川越A51	村野西町	約 2.07 ha	→	約 1.22 ha	区域変更	11
川越A52	村野本町	－	→	約 0.07 ha	追加	12
川越B31	茄子作四丁目 茄子作五丁目 茄子作南町	約 1.39 ha	→	約 2.2 ha	区域変更	13
川越B32	茄子作五丁目	約 2.11 ha	→	約 0.25 ha	区域変更	13
小　計		約 11.34 ha	→	約 7.71 ha		
楠葉A1他401地区		約 71.63 ha	→	約 71.63 ha	変更なし	
合　計	416地区	約 82.97 ha	→	約79.34 ha		

資5

３．計画　　東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（枚方市決定）

（変更内容のまとめ）

変更内容	内訳	地区数	変更前	変更後	増減
区域変更	買取り申出による区域縮小	9地区	約 5.29 ha	約 3.94 ha	約 1.35 ha 減少
	土地区画整理事業に伴う区域変更	3地区	約 5.57 ha	約 3.67 ha	約 1.90 ha 減少
	小計	12地区	約10.86 ha	約 7.61 ha	約 3.25 ha 減少
廃止	買取り申出による廃止	4地区	約 0.48 ha	0 ha	約 0.48 ha 減少
	小計	4地区	約 0.48 ha	0 ha	約 0.48 ha 減少
追加	追加指定による地区の追加	2地区	0 ha	約 0.10 ha	約 0.10 ha 増加
	小計	2地区	0 ha	約 0.10 ha	約 0.10 ha 増加
地区全体		416地区	約82.97 ha （418地区）	約79.34 ha （416地区）	約 3.63 ha 減少 （2地区 減少）

４．理由

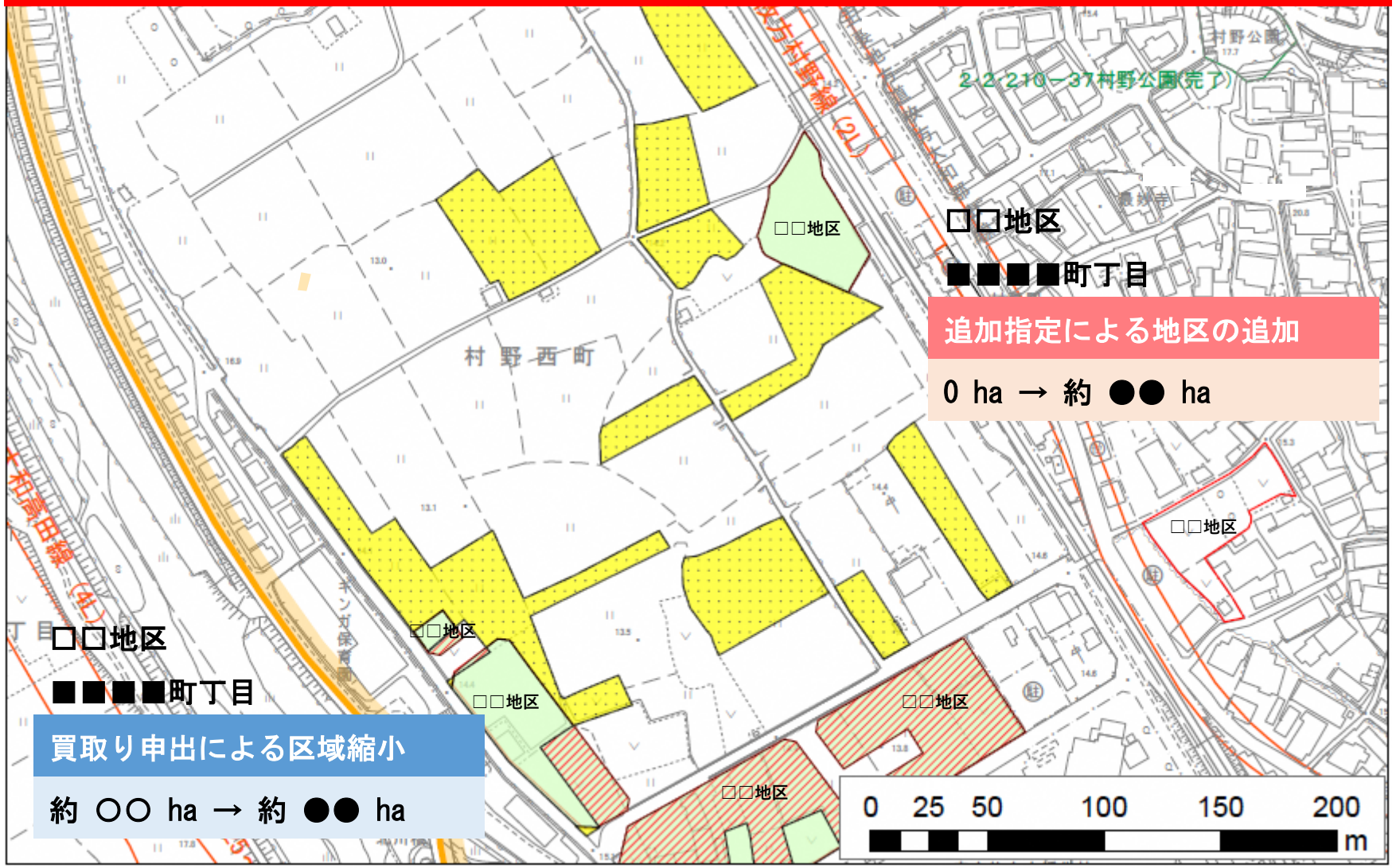
市街化区域内の緑地機能および多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、新たに生産緑地地区を追加するものである。

また、土地区画整理事業において仮換地の指定がされたことから、生産緑地地区の区域変更を行うとともに、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出により、行為制限の解除された生産緑地については、農地としての機能が失われたことから、生産緑地地区を廃止及び変更するものである。

５．内容

例

※凡例等を説明するための図面であるため、実際の生産緑地指定箇所と異なります。



凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

５．内容

1


殿ニB24
招提中町二丁目
追加指定による地区の追加
0 ha → 約 0.03 ha
招提元町一丁目
殿ニB_8
殿ニB_10
殿ニB_24
殿ニB_17
主要地方道枚方高槻線
向山病院
招提中町二丁目
4･4･210－2招提今池公園
今 池
0 25 50 100 150 200
m
凡 例
変更後の区域
廃止する区域
追加する区域

資9

５．内容

2


府営枚方藤阪中住宅
藤阪中町
藤阪公園
菅原B_28
菅原B_6
菅原B_7
菅原B_25
菅原B_16
菅原B_12
菅原B_15
菅原B_17
藤阪元町三丁目
菅原B28
藤阪元町三丁目
買取り申出による区域縮小
約 0.07 ha → 約 0.04 ha
0 25 50 100 150 200
m
凡　例
変更後の区域
廃止する区域
追加する区域

５．内容

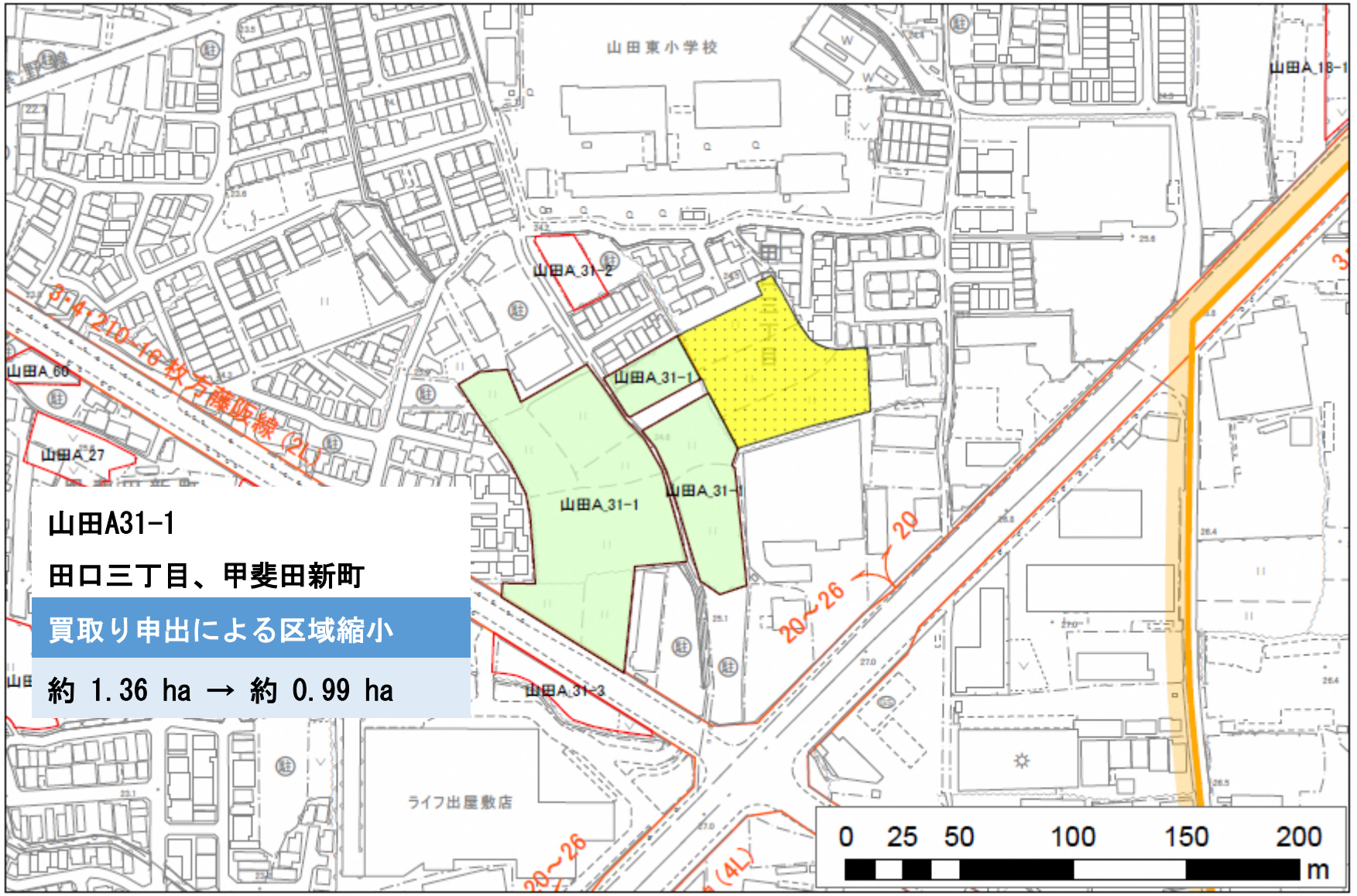
3



凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

５．内容

4



山田A31-1

田口三丁目、甲斐田新町

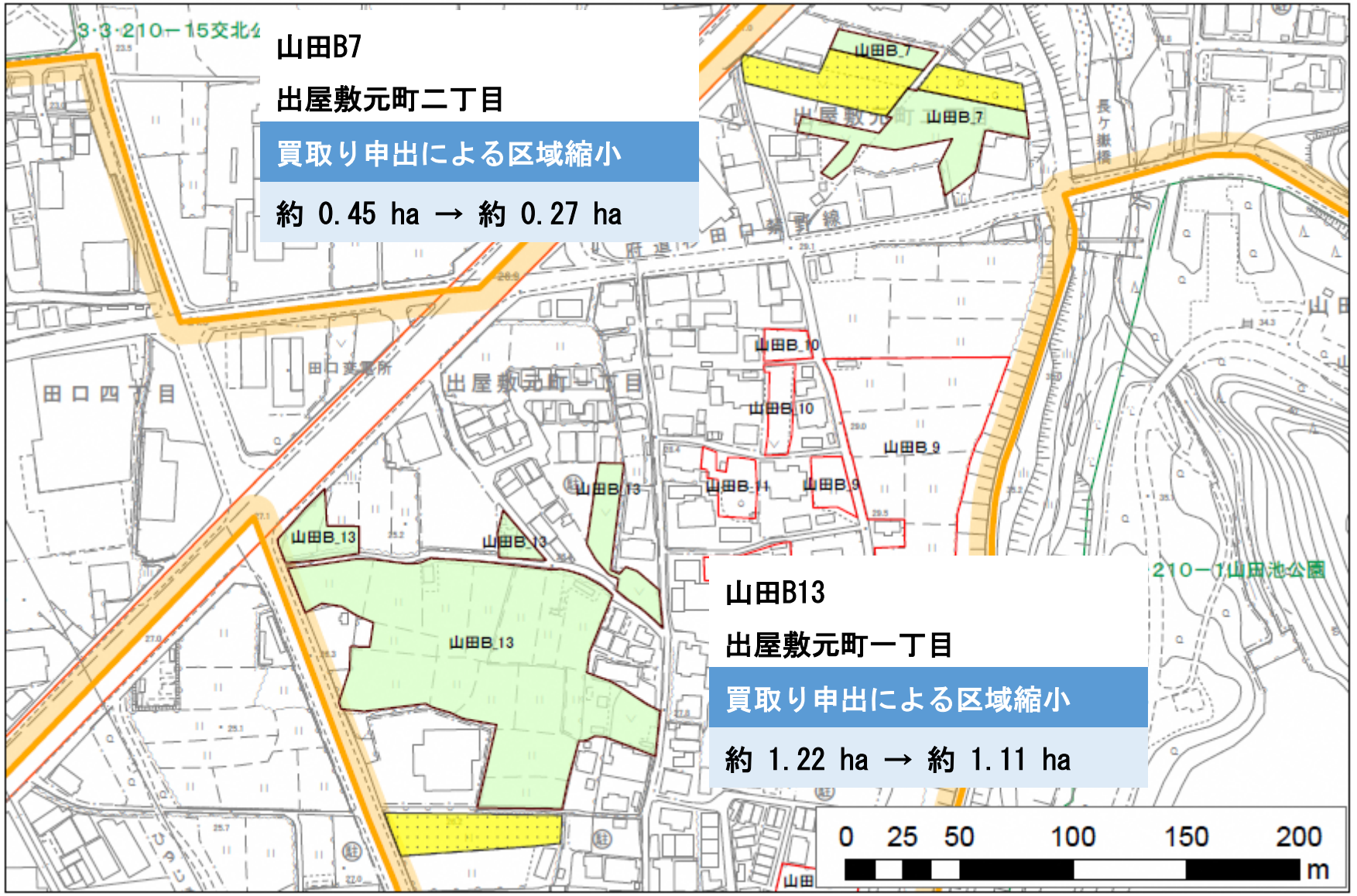
買取り申出による区域縮小

約 1.36 ha → 約 0.99 ha

凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

５．内容

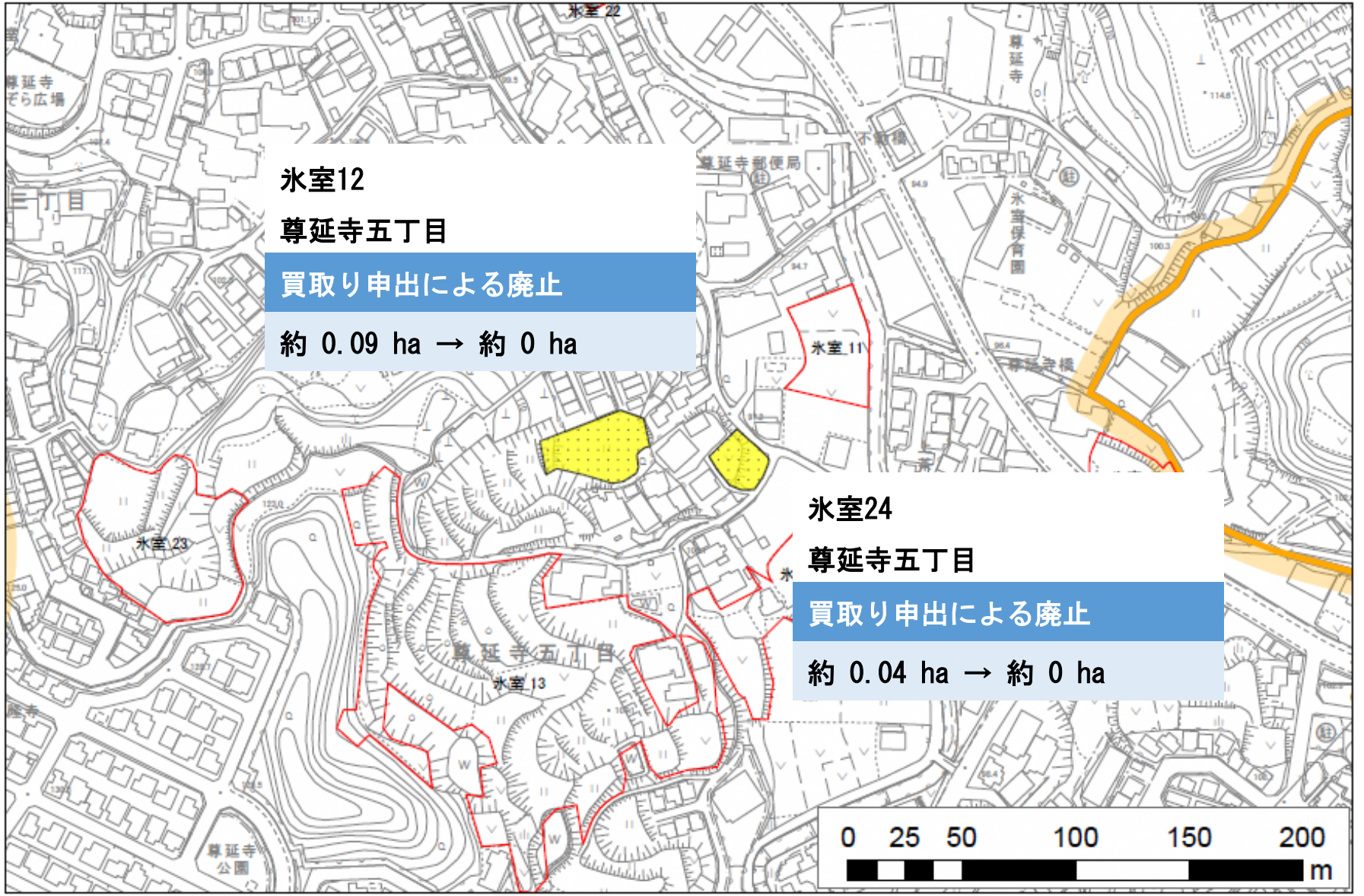
5



凡　例　変更後の区域　廃止する区域　追加する区域

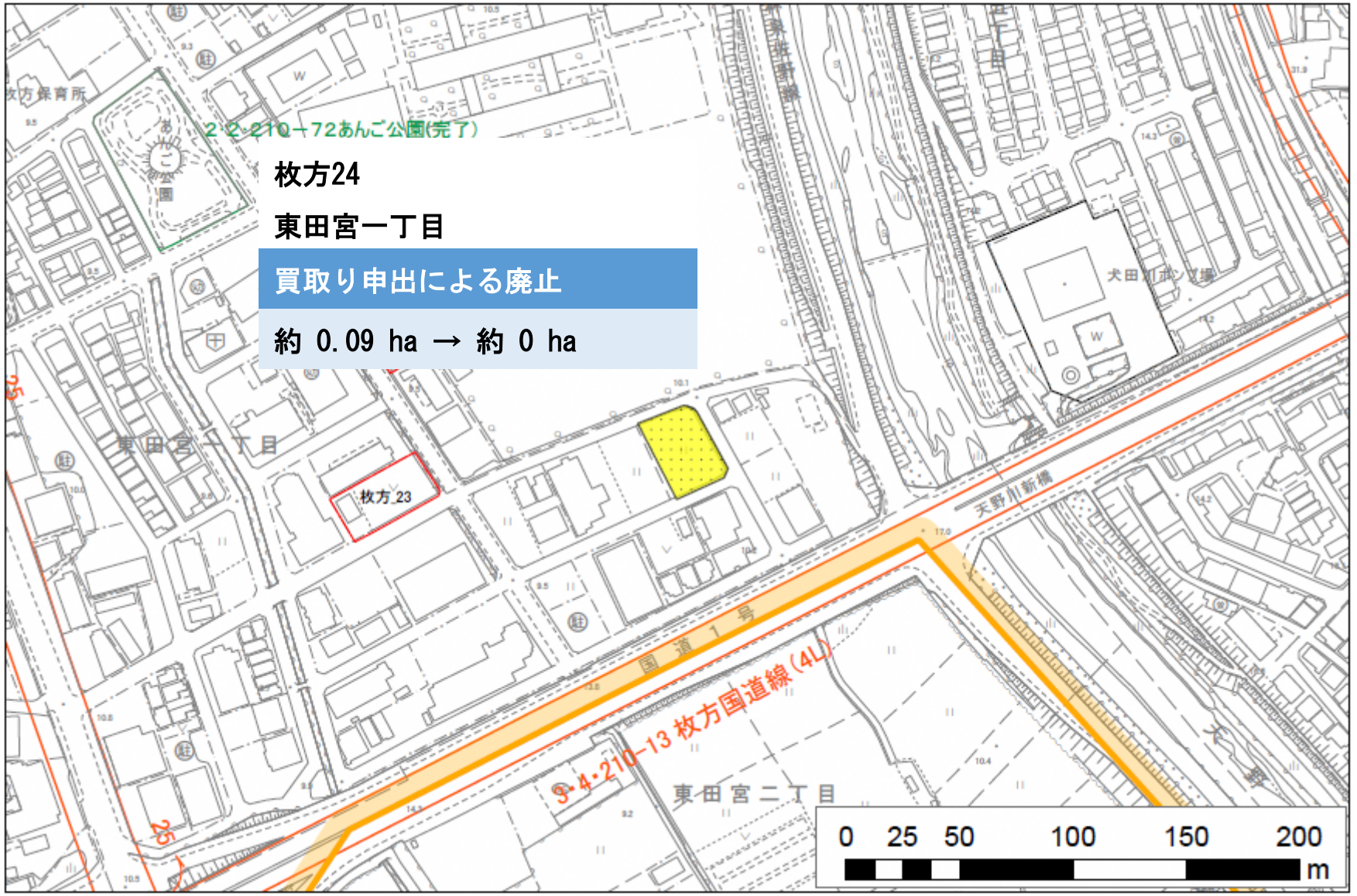
５．内容

6


氷室12
尊延寺五丁目
買取り申出による廃止
約 0.09 ha → 約 0 ha
氷室24
尊延寺五丁目
買取り申出による廃止
約 0.04 ha → 約 0 ha
氷室22
氷室11
氷室23
氷室13
尊延寺五丁目
尊延寺郵便局
尊延寺
尊延寺橋
氷室保育園
尊延寺公園
0 25 50 100 150 200
m
凡　例
変更後の区域
廃止する区域
追加する区域

５．内容

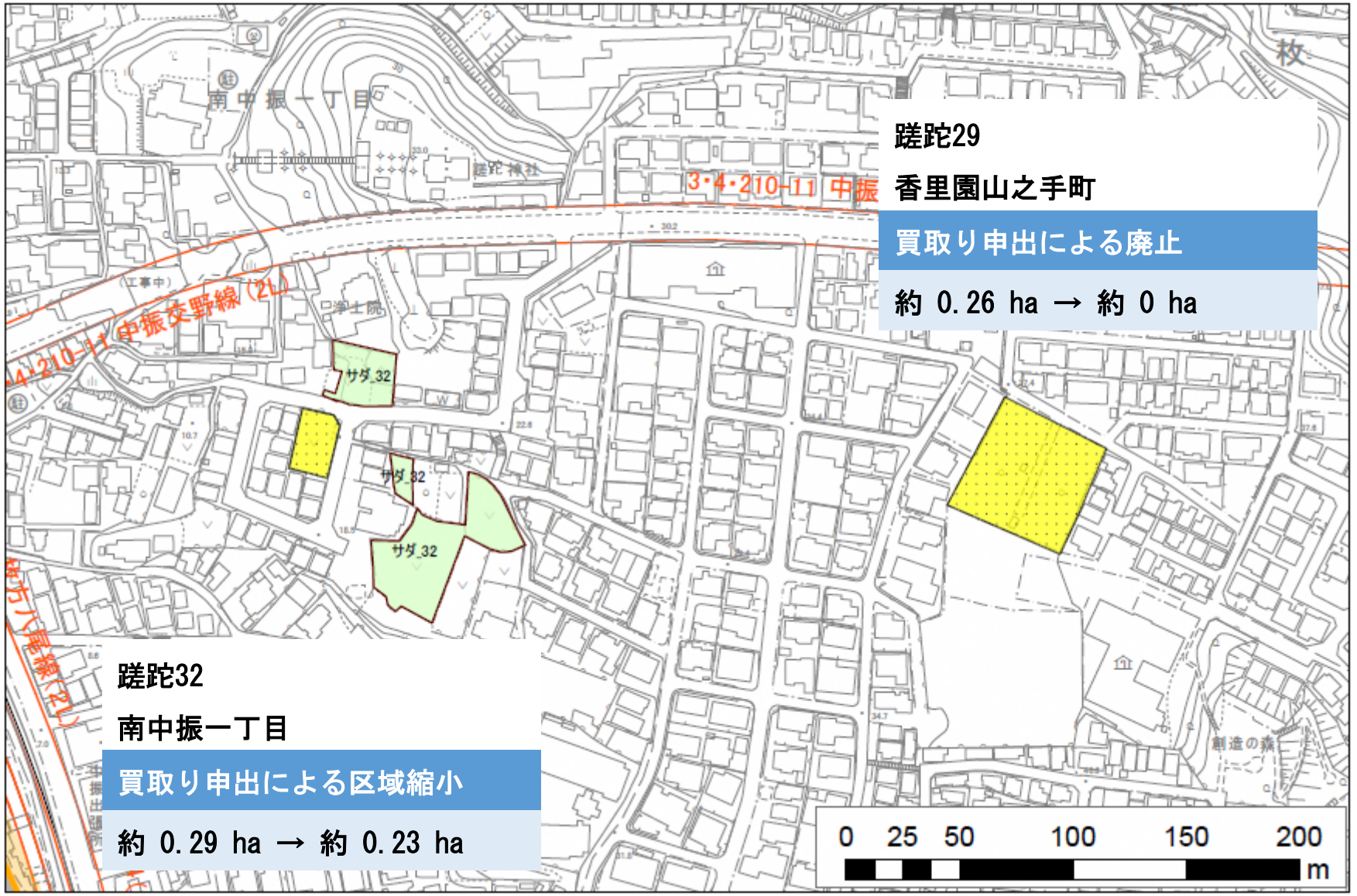
7



凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

５．内容

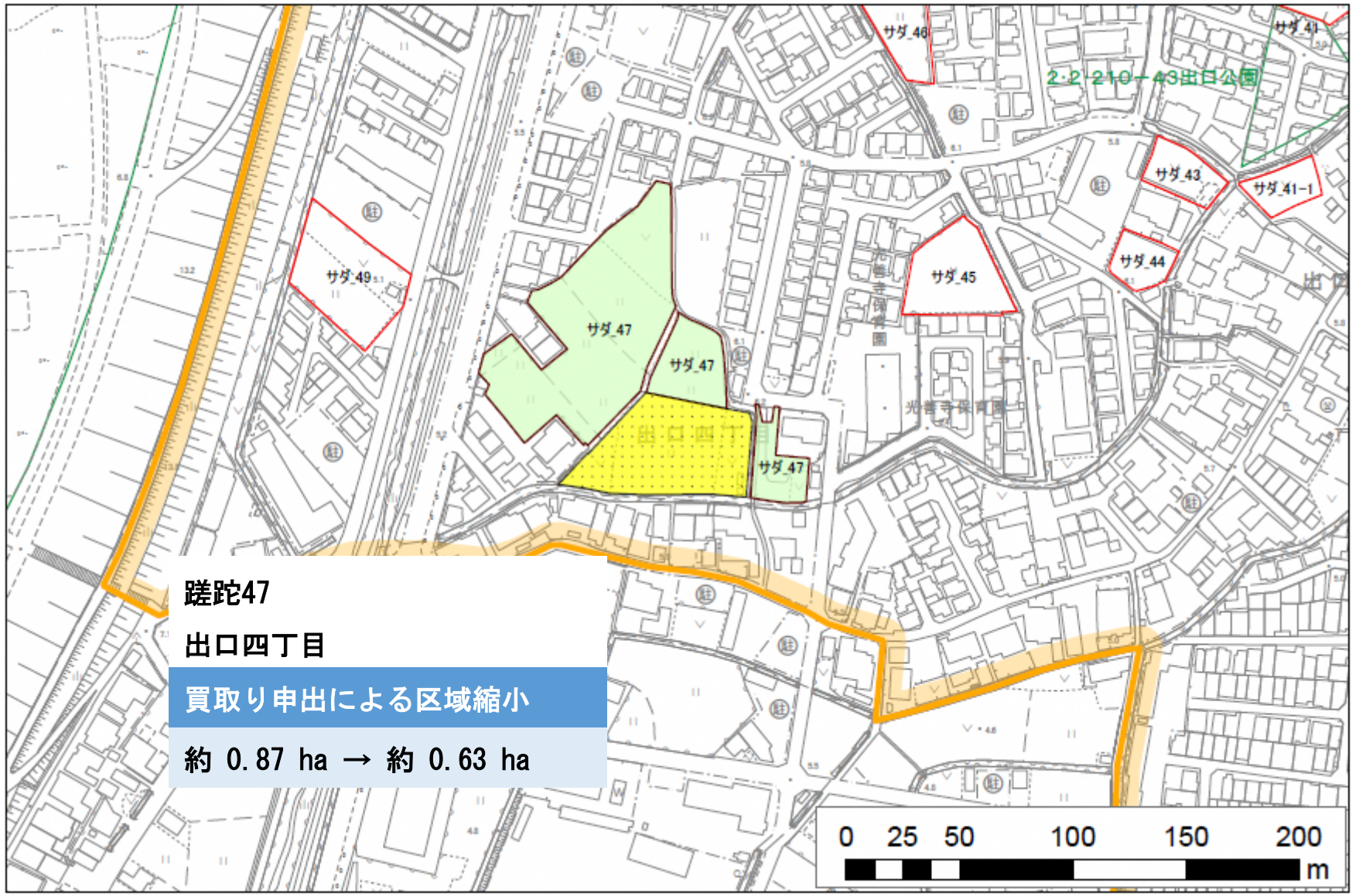
8



凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

５．内容

9



蹉跎47

出口四丁目

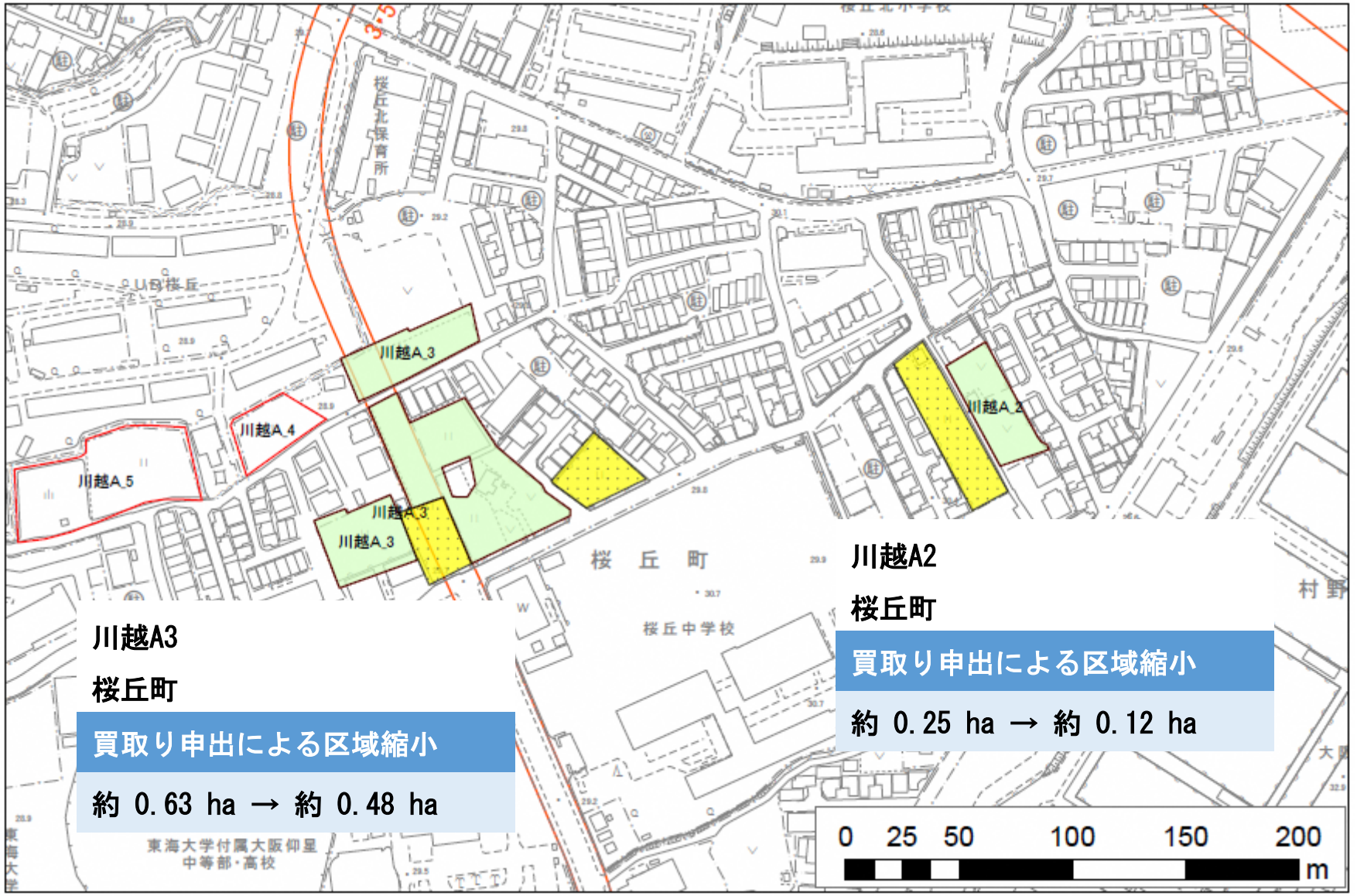
買取り申出による区域縮小

約 0.87 ha → 約 0.63 ha

凡　例　変更後の区域　廃止する区域　追加する区域

５．内容

10



川越A3

桜丘町

買取り申出による区域縮小

約 0.63 ha → 約 0.48 ha

川越A2

桜丘町

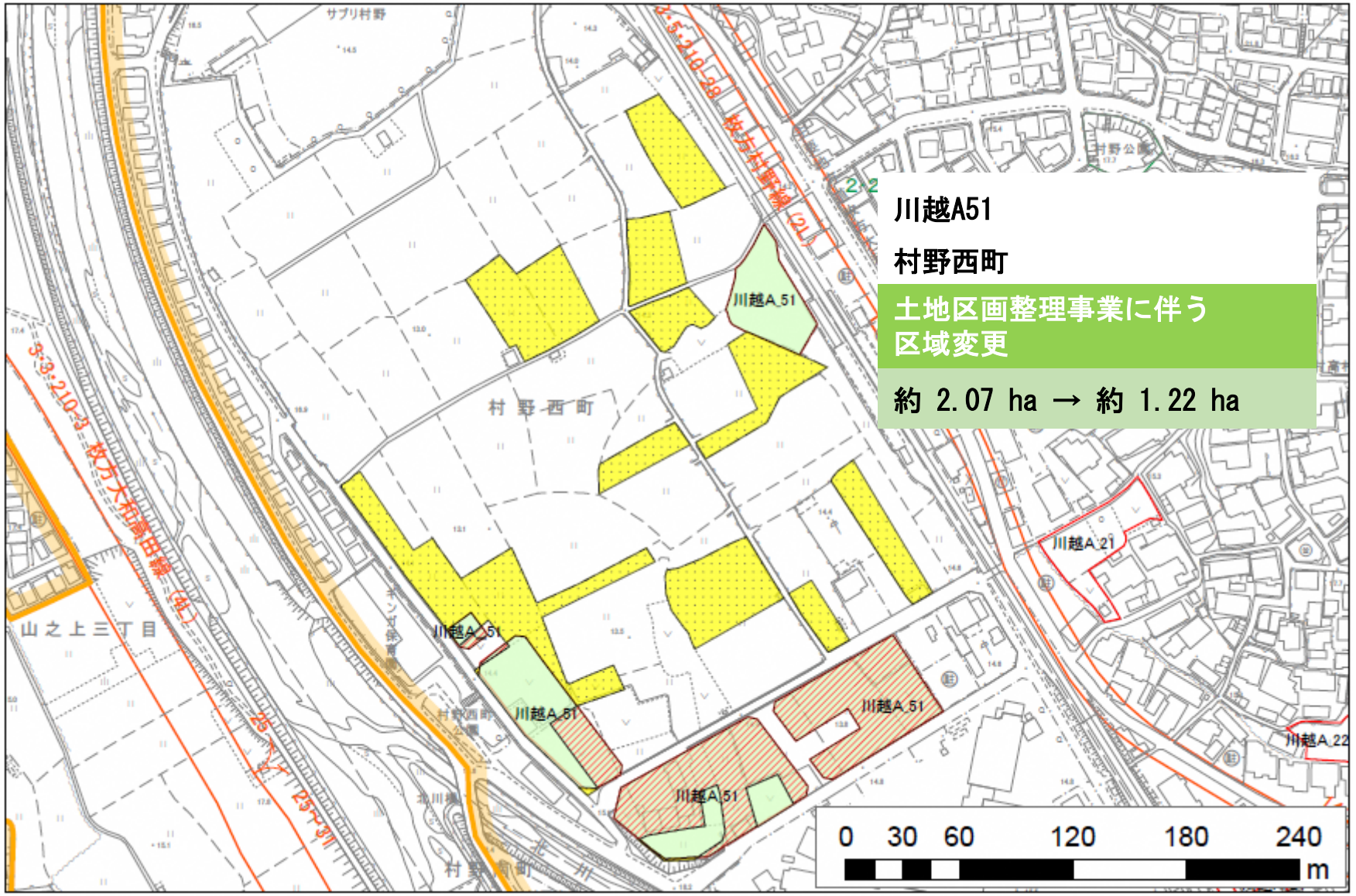
買取り申出による区域縮小

約 0.25 ha → 約 0.12 ha

凡　例　変更後の区域　廃止する区域　追加する区域

５．内容

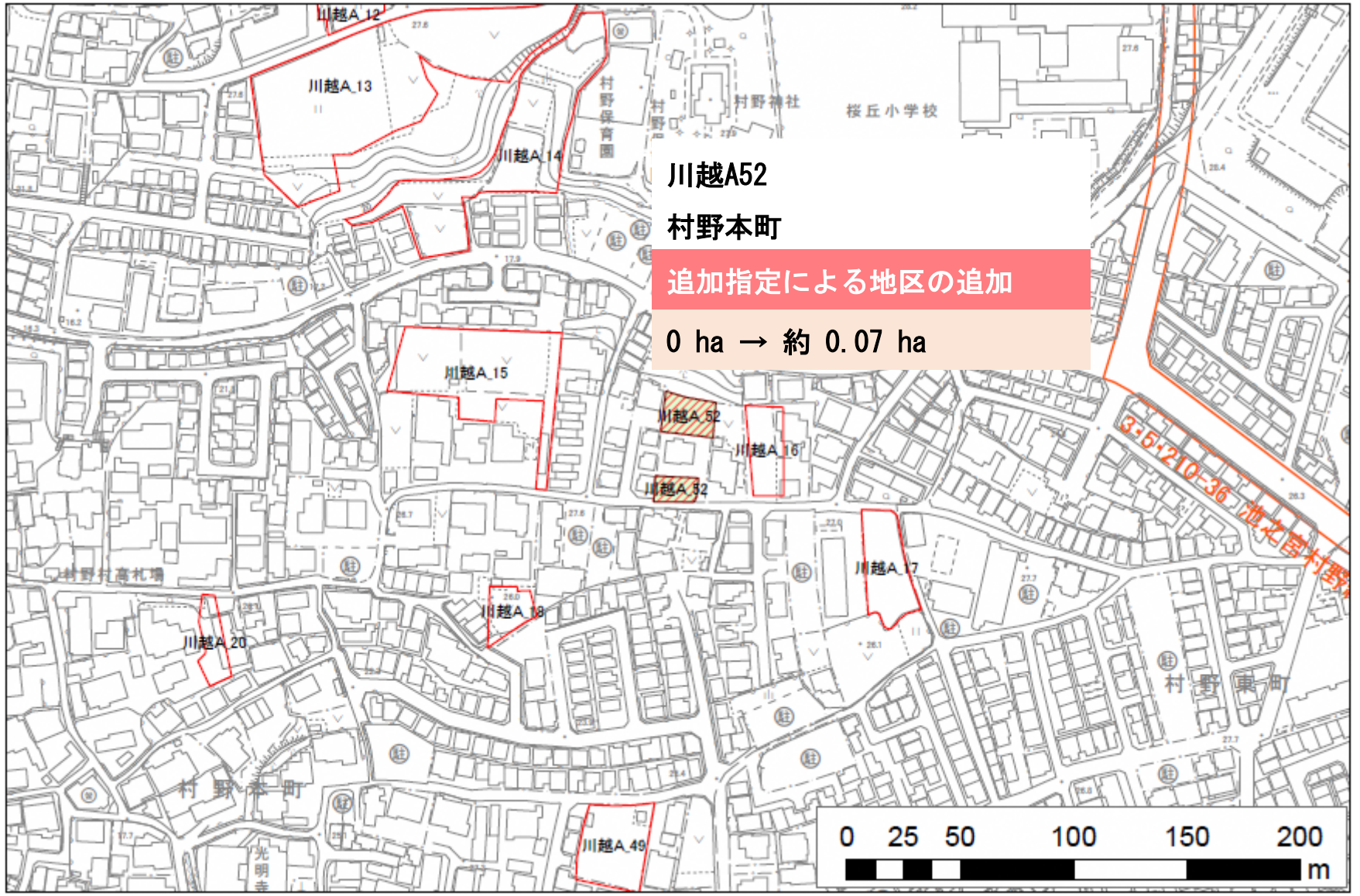
11



凡　例　変更後の区域　廃止する区域　追加する区域

５．内容

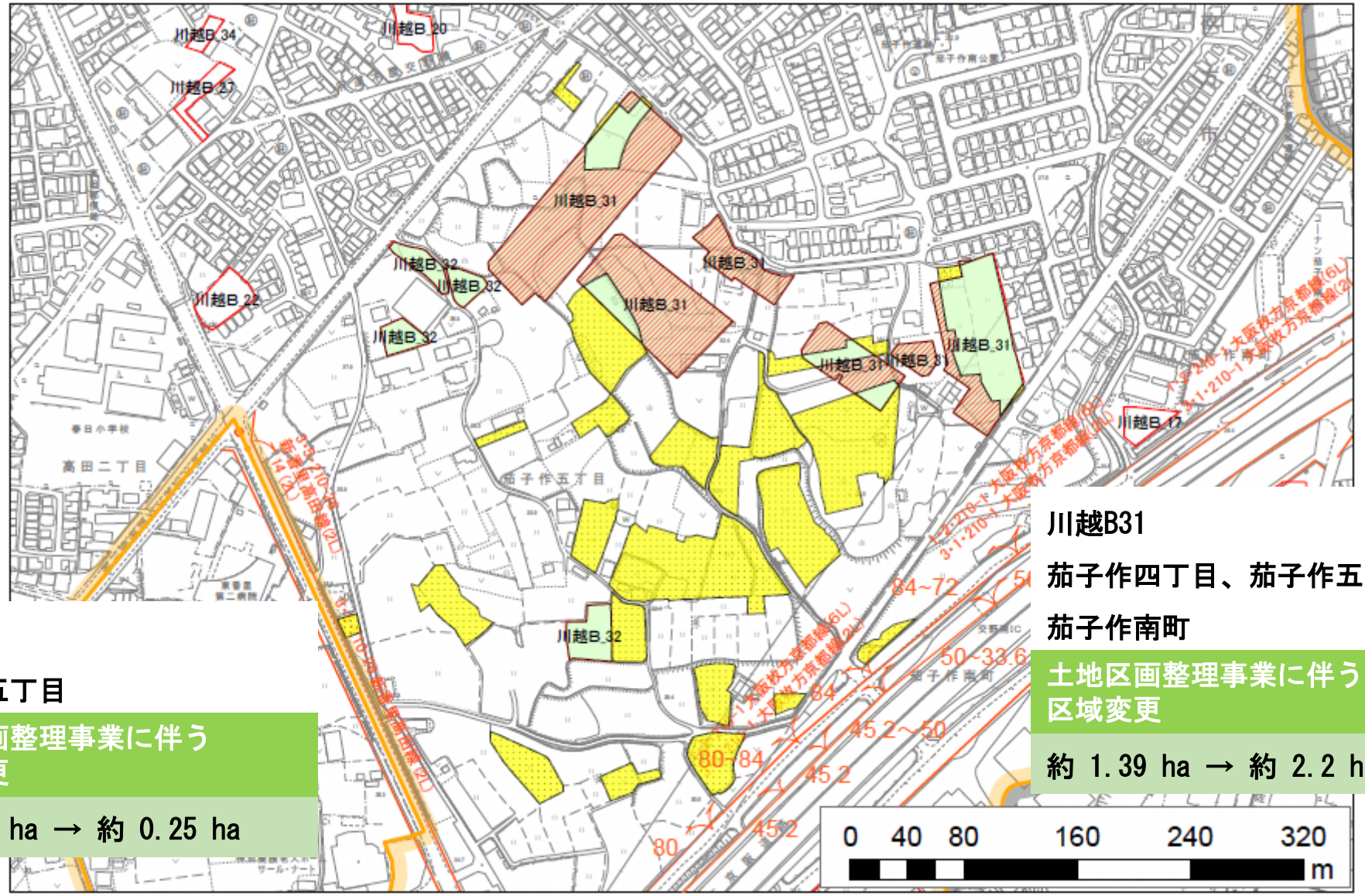
12



凡　例　変更後の区域　廃止する区域　追加する区域

５．内容

13



川越B32

茄子作五丁目

土地区画整理事業に伴う
区域変更

約 2.11 ha → 約 0.25 ha

川越B31

茄子作四丁目、茄子作五丁目

茄子作南町

土地区画整理事業に伴う
区域変更

約 1.39 ha → 約 2.2 ha

凡　例	変更後の区域	廃止する区域	追加する区域

６．経過・今後の予定

令和８年(2026年)

９月上旬	大阪府協議
９月25日～10月９日まで	都市計画案の縦覧 意見書の提出：０件
11月12日	枚方市都市計画審議会へ付議
11月下旬	都市計画変更告示

議案第５号

特定生産緑地の指定について

１．特定生産緑地制度の背景

平成28年（2016年）都市農業振興基本計画（閣議決定）

新たな施策の方向性

都市農地については、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換

計画的に農地を保全

平成29年（2017年）【生産緑地法改正】

特定生産緑地制度創設

指定から30年経過後も生産緑地として
都市農地が保全されるよう、新たに創設された制度

２．特定生産緑地とは

平成9年（1997年）【生産緑地地区指定】

30年経過（指定するか所有者等で判断）

令和9年（2027年）【特定生産緑地指定】

10年経過（継続するか所有者等で判断）

令和19年（2037年）【特定生産緑地継続】

10年毎に延長可能

※　買取りの申し出ができる時期が10年延長され、
　　納税猶予等の税制優遇が継続して受けられる
※　指定後、繰り返し10年の延長が可能

２．特定生産緑地とは

【特定生産緑地に指定できる条件】

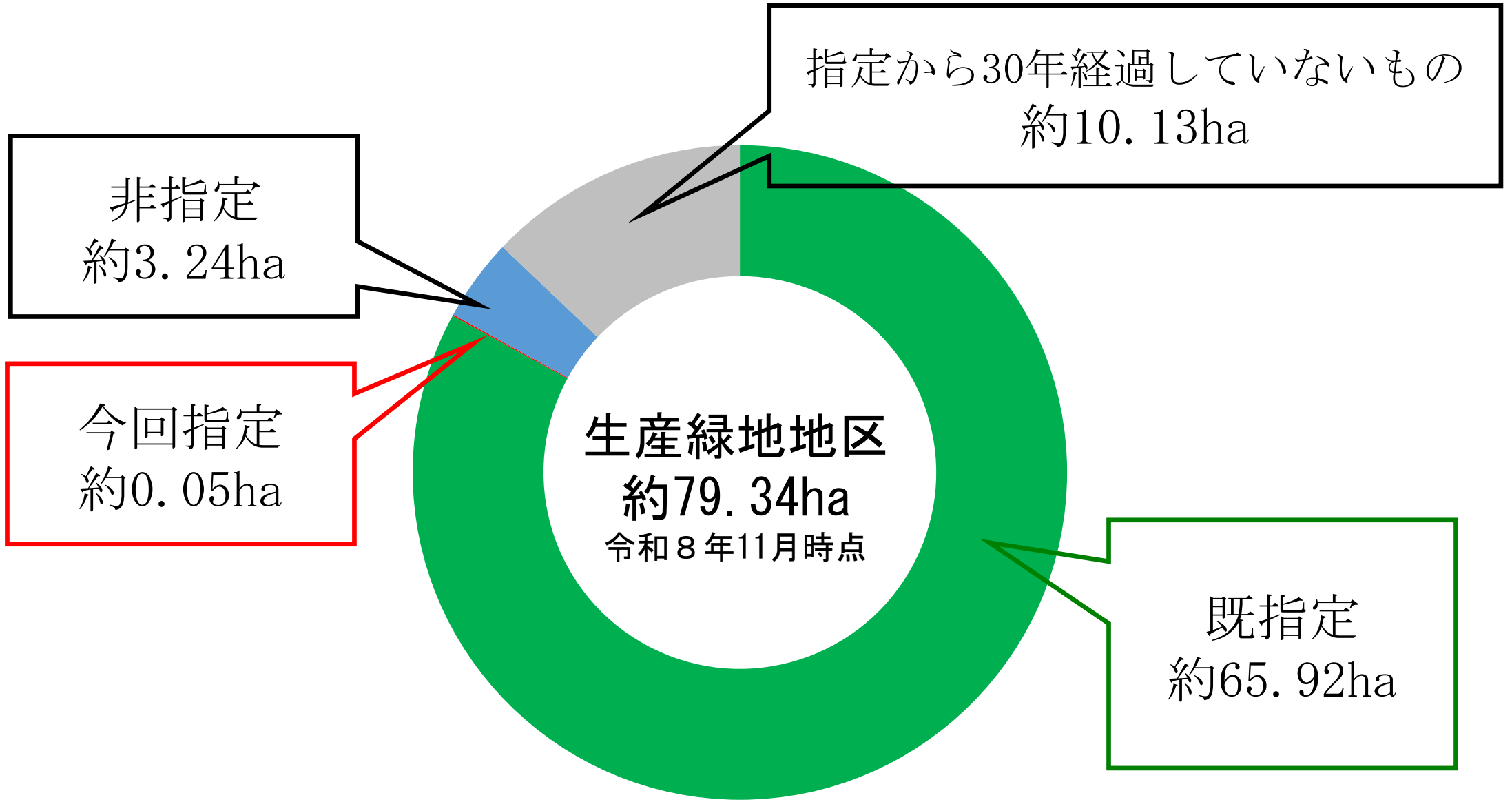
１．生産緑地の指定から30年が近く到来する

２．農地として適正に管理されている

３．農地等利害関係人全員の同意を得ている

※　生産緑地の指定から30年が経過するまでに
　　特定生産緑地に指定しない場合、それ以降は指定不可

３．特定生産緑地の指定状況

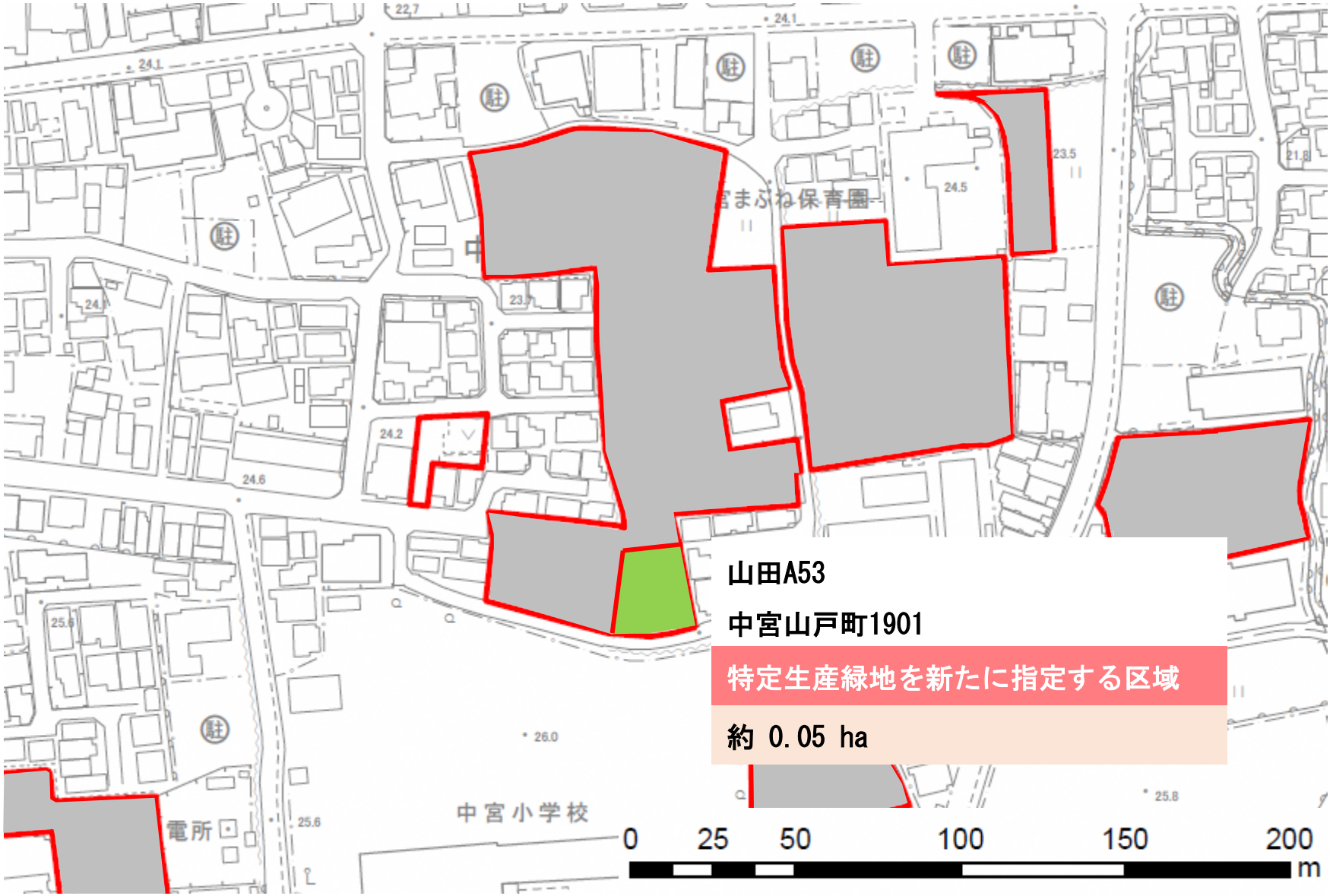


4．位置図



凡　例	
●	変　更　地　区
▭	市　街　化　区　域
▭	市 街 化 調 整 区 域

５．指定図


山田A53
中宮山戸町1901
特定生産緑地を新たに指定する区域
約 0.05 ha
0 25 50 100 150 200
m
中宮小学校
電所
宮まぶね保育園
凡　例
生産緑地地区
新規指定区域
既指定区域

６．経過・今後の予定

令和８年(2026年)

11月12日	枚方市都市計画審議会に諮問

令和９年(2027年)

11月頃	特定生産緑地指定の告示・通知
12月15日	特定生産緑地指定の効力